第4-(2)号様式

付表２－１　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一　般

課税期間	・　・　～　・　・	氏名又は名称	

項目		旧税率分小計 X	税率6.24％適用分 D	税率7.8％適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税売上額（税抜き）	①	(付表2-2の①X欄の金額) 円	円	円	円
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額（①＋②＋③）	④				
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額（⑤＋⑥）	⑦				
課税売上割合（④／⑦）	⑧				
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨	(付表2-2の			
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の			
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑪	(付表2-の			
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫	(付表2-の⑫X欄の金額)			
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬	(付表2-の⑬X欄の金			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭	(付表2-の⑭X欄の金			
課税貨物に係る消費税額	⑮	(付表2-の⑮X欄の金			
納税義務の免除を受けない（受ける）ことなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額	⑯	(付表2-の⑯X欄の金			
課税仕入れ等の税額の合計額（⑩＋⑫＋⑭＋⑮±⑯）	⑰	(付表2-の⑰X欄の金			
課税売上高が５億円以下、かつ、課税売上割合が95％以上の場合（⑰の金額）	⑱	(付表2-の⑱X欄の金額)			
課５調	⑲	(付表2-の⑲X欄の金			
税仕		(付表2-の⑳X欄の金			
売上		(付表2-の㉑X欄の金			
高が		(付表2-の㉒X欄の金			
控除		(付表2-の㉓X欄の金額)			
税額		(付表2-の㉔X欄の金額)			
差引		(付表2-の㉕X欄の金額)			
〔(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔＋㉕〕がマイナスの時	㉗	(付表2-の㉗X欄の金額)			
貸倒回収に係る消費税額	㉘	(付表2-の㉘X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ	※付表1-1の③E欄へ	

【No.49】本店等との間の内部取引は資産の譲渡等に含まれないにもかかわらず、その対価の額を②Ｆ欄に含めていませんか。

【No.50】非居住者から受け取る利子等（他の外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を③Ｆ欄に記載していますか。

【No.51】⑥Ｆ欄の金額には、次の金額を含めていますか。
(1)　有価証券の譲渡対価の５％相当額
(2)　土地等の譲渡対価の金額
(3)　受取利子の金額
(4)　集団投資信託の収益の分配金
(5)　従業員から受け取る社宅家賃等

【No.52】令和５年 10 月１日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、付表１－１②のＤ欄、Ｅ欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のＤ欄、Ｅ欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。

【No.53】令和５年 10 月１日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、⑩のＤ欄、Ｅ欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のＤ欄、Ｅ欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。

【No.54】課税売上高が５億円超又は課税売上割合が 95％未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

【No.48】申告書第一表①欄の金額は、①のＤ欄、Ｅ欄（Ｘ欄に金額がある場合、付表２－２の各欄）の金額のそれぞれ 1,000 円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表２－１⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

注意　1　金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2　旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
3　⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。
4　⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

(R5.10.1以後終了課税期間用)